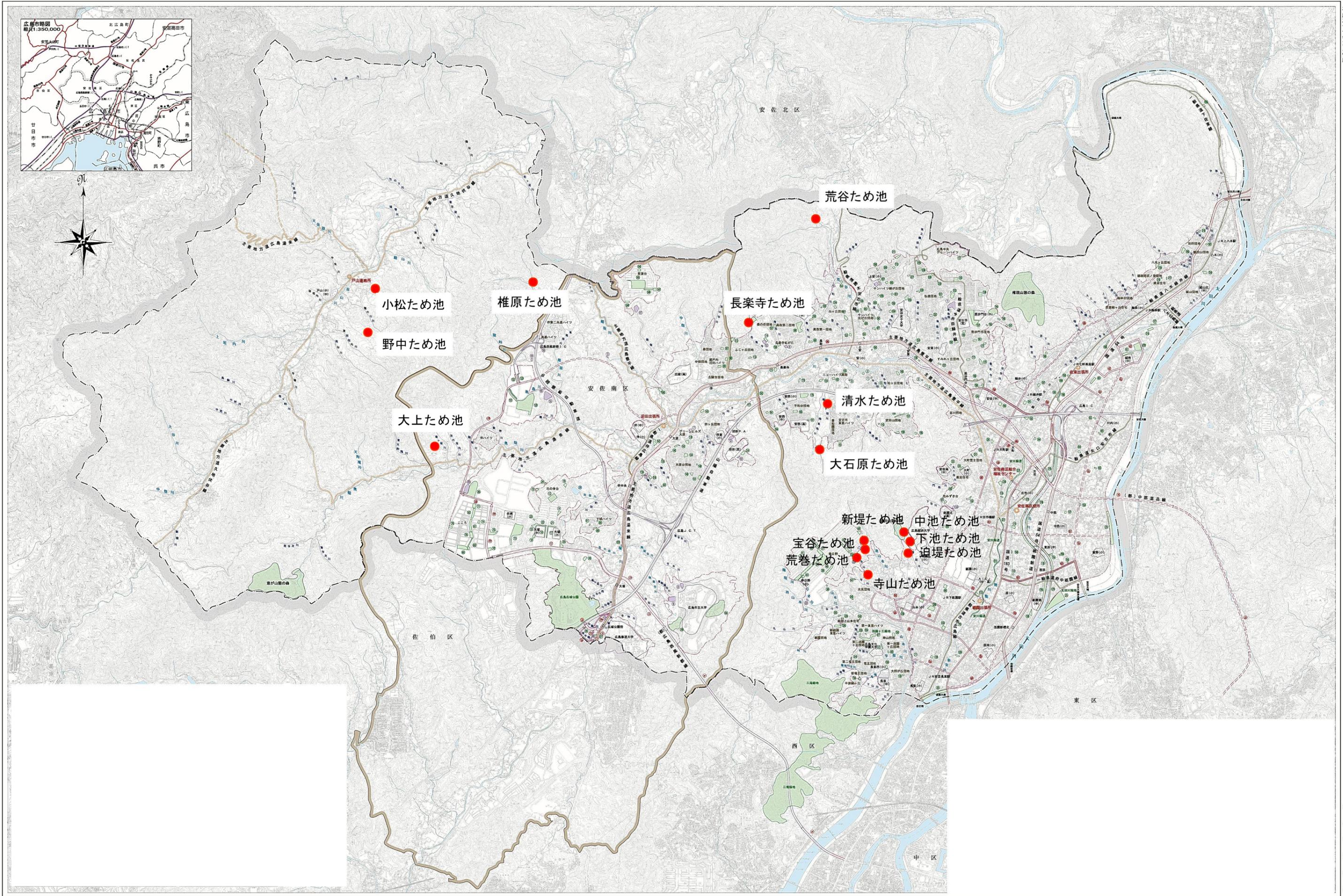


仕 様 書

1. 本仕様書は、山本町新堤ため池ほか14か所除草業務(7-1)に適用するものである。
2. 施行箇所は、別添図面のとおりとする。
3. 業務着手時には現場責任者選任届をすみやかに提出すること。
4. 除草は、繁茂している雑草を草刈機、その他の機具を用いて根元より短くきれいに刈り取るものとする。
5. 道路附属物や樹木等に絡みついた草についても、丁寧に取り除くこと。
6. 除草後は、刈り取った草をすみやかに搬出処理すること。また、道路側溝内等に落とした短い草も忘れず搬出処理すること。
7. 除草作業中、除草区域内及びその付近にゴミ類(カン、ビン、ペットボトル等)があった場合は、適切に処分すること。
8. 作業にあたっては、第三者に迷惑のかからないよう、また一般交通に支障を及ぼさないよう十分配慮すること。
9. 除草作業時には、既存の道路附属物等を破損させることのないよう注意すること。また万が一破損させた場合は、責任をもって補修等を行うこと。
10. 除草完了後は、委託業務実施報告書及び施行写真・竣工図(面積計算図)・伝票・数量集計表を提出すること。
11. 刈り取った草の処分については、原則として広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
12. 本仕様書に定めていない事項については、本市と協議のうえ決定すること。
13. 作業時期については、本市担当職員と協議のうえ決定すること。

位置図



平成二十七年九月作成

安佐南区役所

1:20,000

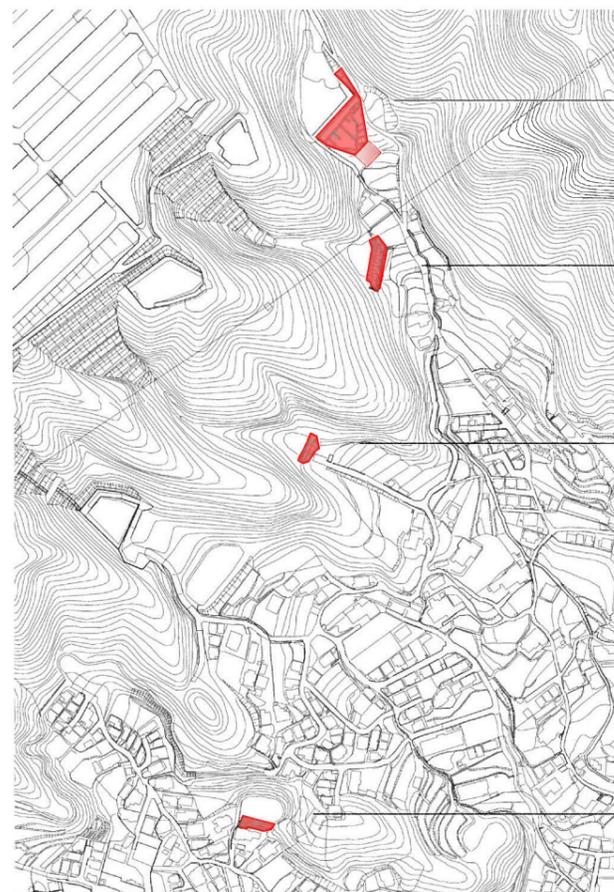
この地図は、国土院の提供による航空写真をもとに作成されたものであり、正確性を保証するものではありません。(測量番号 昭27中補第1号)

平面図

S = 1:2500

凡例

■ 除草



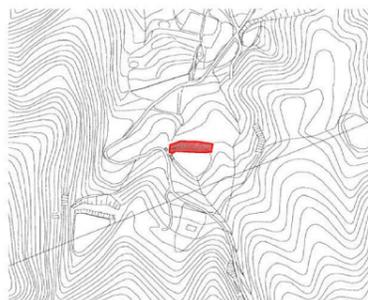
新堤ため池
A = 1,500 m²

宝谷ため池
A = 520 m²

荒巻ため池
A = 330 m²

寺山ため池
A = 260 m²

大石原ため池
A = 380 m²



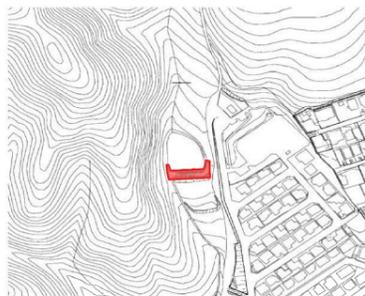
清水ため池
A = 140 m²



荒谷ため池
A = 1430 m²



長楽寺ため池
A = 370 m²



中池ため池
A = 400 m²

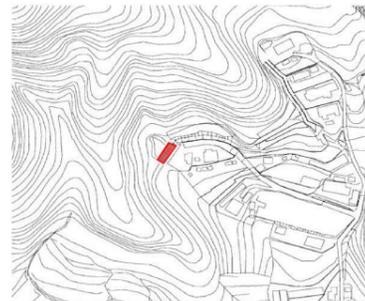


下池ため池
A = 910 m²

推原ため池
A = 480 m²



大上ため池
A = 140 m²



迫堤ため池
A = 70 m²



小松ため池
A = 90 m²



野中ため池
A = 440 m²



山本町新堤ため池ほか14か所除草業務(7-1)

平面図				
図名	1 葉中 1			
図番	課長	課長補佐	係長	図示
			核算	設計
				年月日
				R7.5
広島市安佐南区役所農林建設部農林課農林土木係				